



各 位

会 社 名 コムシード 株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長CTO 羽成 正己
 コード番号 3739・名 証 セントレックス
 問 合 せ 先 執行役員 経営管理部長
 小 倉 誠
 (TEL. 03-5289-3114)

第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第2回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成26年5月12日開催の取締役会において、以下の通り、第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下、「本件第三者割当」といいます。）について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成26年5月29日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は2,500,000円（額面100円につき金100円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	277,777株
(5) 資金調達額	100,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照下さい。
(6) 転換価額	1株当たり360円 なお、本新株予約権付社債には転換価額の修正条項は付されておられません。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額を株式会社サイカン（以下「サイカン社」といいます。）に割り当てる。
(8) その他	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 ③本新株予約権付社債の割当てについては、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

第2回新株予約権

(1) 割当日	平成26年5月29日
(2) 新株予約権の総数	277個
(3) 発行価額	総額1,495,800円(新株予約権1個につき、5,400円)
(4) 当該発行による潜在株式数	277,000株(新株予約権1個につき、1,000株)
(5) 資金調達額	101,215,800円 (内訳) 本新株予約権発行による調達額：1,495,800円 本新株予約権行使による調達額：99,720,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照下さい。
(6) 行使価額	1株当たり360円(固定)
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、全額をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下「マイルストーン社」といいます。)に割り当てる。
(8) その他	<p>①行使価額と対象株式数について 本新株予約権は、行使価額と対象株式数の双方が固定されています。</p> <p>②行使指示条項について 当社は、マイルストーン社に次の場合には本新株予約権の行使を行わせることができる旨の行使指示条項が付されています。</p> <p>i) 当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場(以下「名証セントレックス」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、当社は、当該日の当社株式の出来高の15%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <p>ii) 当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の名証セントレックスにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合、当社は、当該日の当社株式の出来高の20%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <p>③行使条件について 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできず、また、各本新株予約権の一部行使はできない旨の行使条件が付されています。</p> <p>④取得条項について</p>

	<p>本新株予約権には、当社が、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続きを経て、当社は本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されています。</p> <p>⑤譲渡制限について 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする譲渡制限が付されています。</p> <p>⑥本新株予約権の割当てについては、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。</p>
--	---

2. 募集の目的及び理由

当社は、平成3年12月に海外ゲームの国内販売を目的に設立されたマイクロワールド株式会社を母体としておりますが、平成5年に事業活動を休止しております。その後、平成12年にパチンコクラブ・ドットコム株式会社に商号変更し、翌13年より株式会社日本テレネットが行っていた携帯電話向けコンテンツ配信サービス事業を引き継ぎ、事業活動を再開いたしております。現在、「より楽しく、より快適に、コミュニケーションの新たな種を蒔くコムシード」を企業理念として、携帯電話向けにパチンコ、パチスロゲーム及びパチンコに関連する情報提供事業を行っております。

当社が事業を展開している情報通信関連市場では、近年、市場環境が急激に変化を遂げており、海外メーカーの日本市場への参入拡大に加え、スマートフォン等の新たな端末機器群の本格的な普及により、技術的な革新はもとより、各種通信ソリューションの多様化、機器を接続する通信サービスの拡大等に対応することが求められ、現在の国内における携帯電話コンテンツ市場は、スマートフォン等の急速な普及が進む中、SNSプラットフォーム向けのソーシャルゲーム市場が引き続き拡大を続けております。

このような環境のもと、当社は、スマートフォン市場の成長と従来のフィーチャーフォン市場の段階的な縮小が進行し、ユーザーの市場移行による影響により携帯公式サイトへの課金対象会員数も減少傾向にあることから、事業モデルをソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを推進しつつ、スマートフォン向けアプリの企画開発に注力してまいりましたが、スマートフォン向けアプリの企画開発費用が、収益獲得前の先行投資的な費用の支出となる事業モデルであることから、平成24年3月期、平成25年3月期と連続して営業損失、当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも引き続きマイナスの状況となり、このため平成25年3月期第2四半期より継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、財務面において手元流動性が急激に低下いたしました。

このため当社は、平成25年6月に第三者割当による新株式発行の払込みによる資金調達（以下、前年の資金調達といいます。）を行い、財務リスク軽減を目的とする借入金返済に充当した金額を除き、調達した資金によってスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトが強化されました。しかしながら、前事業年度の第3四半期会計期間において黒字化を達成したものの、第4四半期会計期間においてスマートフォン向けパチスロ実機シミュレーターゲームのコンテンツはメーカー実機とタイアップであるため、メーカー実機の販売開始の遅れから有力な人気コンテンツの配信が遅延し、収益獲得前の先行的な費用支出をカバーできず当初の計画を達成するには到りませんでした。



ソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスについては、今後も市場の変化によっては引き続き当社の業績と成長も大きく影響を受けることから、当社の財務体質を強化するための新たな資金調達が急務となっております。

当社としましては、後述の「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載しますとおり、新たに iOS 搭載スマートフォン版『グリパチ』※の初期投資によるサービス展開により、さらなるユーザー獲得の獲得が見込まれます。このためには十分な投資資金を確保し、当社の収益基盤となるスマートフォン版『グリパチ』の収益の拡大を図るとともに、事業活動を安定的に行う必要があります。

※『グリパチ』とは、グリーン株式会社が運営する「GREE」において、パチンコ・パチスロメーカー各社協力のもと、実際のパチンコホールで稼動しているパチンコ・パチスロ機や、歴代の名機の実機シミュレーターをモバイルで遊ぶことができるバーチャルホールです。このため、ユーザー数の拡大には人気の実機シミュレーターをタイムリーにラインナップする開発費が必要となります。現在フィーチャーフォン向けと Android OS 搭載スマートフォン向けに展開しておりますが、iOS 搭載スマートフォン向けユーザーに新たに展開を図りユーザー数の拡大を図るものです。

また、スマートフォンネイティブアプリ※市場はダウンロード無料・課金型のスマートフォンゲームにおいても、中長期に渡るユーザー利用の定着化による課金から急速に拡大をしております。当社といたしましては、当事業年度においてスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開をスマートフォン向けコンテンツビジネスの新たな事業戦略として位置づけ、現在3タイトルのビジネス化を計画しております。このためには十分な投資資金を確保し、新たに事業展開を推進することで収益の拡大が図れるものと考えております。

※スマートフォンネイティブアプリとは、ユーザーがスマートフォン端末上でプレイするスマートフォンゲームを大別し、スマートフォン端末の Web ブラウザ上で提供されるゲームポータルマイページから遊ぶことができるスマートフォンブラウザゲームに対し、AppStore や GooglePlay などのアプリマーケットを経由し、ゲームアプリケーションソフトとして提供され単体動作するゲームソフトであり、複雑なゲーム表現ができる長所があります。

当社としましては、収益面、コスト管理、財務面においても改善施策に取り組んでおりますが、本資金調達により調達した資金により、これらの事業への成長投資を行うことが可能となることで、当社の事業戦略を円滑に推進することができ、当社の競争力と収益力の向上が図れるものと考えております。

当社の財務状況に照らしても早急に、株主、債権者、取引先等ステークホルダーの皆様の当社に対する信用を回復することが、当社の企業価値の保全に極めて重要な状況にあることから、本件第三者割当による資金調達（以下「本資金調達」といいます。）を速やかに行い、この資金調達により財務基盤を確保し、成長に向けた投資を行うことで、収益力の拡大と信用力の回復を早急に実現することが必要であると判断し、このたび本新株予約権付社債及び本新株予約権証券の第三者割当による発行を行うことといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
201,215,800円	4,215,800円	197,000,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額(100,000,000円)及び本新株予約権の払込金額の総額(1,495,800円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(99,720,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用のうち、主なものは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に伴う価格算定費用であります。発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用2,700,000円、登記関連費用800,000円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)715,800円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

(本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
『グリパチ』向けiOS版アプリの開発費	27,000,000円	平成26年6月～平成26年8月
スマートフォンネイティブアプリの開発費等(※1)	70,000,000円	平成26年6月～平成26年11月

上記の差引手取概算額97,000,000円につきましては、『グリパチ』向けiOS版アプリの開発費に27,000,000円を平成26年6月から8月までの時期に、スマートフォンネイティブアプリの開発費等に70,000,000円を平成26年6月から平成26年11月までの時期に充当する予定であります。

(本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
スマートフォンネイティブアプリの開発費等(※1)	100,000,000円	平成26年12月～平成28年5月(※2)

上記の差引手取概算額100,000,000円につきましては、スマートフォンネイティブアプリの開発費等に100,000,000円を平成26年12月から平成28年5月までの時期に充当する予定であります。

(※1)「スマートフォンネイティブアプリの開発費等」につきましては、スマートフォンネイティブアプリの開発費として80,000,000円、運営費として90,000,000円の合計額を想定金額としております。

(※2) 本新株予約権の行使による払込金額は、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使状況により資金の調達時期及び調達する差引手取概算額には変更があり得ることから、調達資金の支出予定時期及び充当金額を変更する場合があります。当社としましては、本新株予約権の行使が進まず本資金調達が困難になった場合は、収益拡大を最優先とした事業戦略を着実に推進するとともに、その他の資金調達手段についても検討を行ってまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、携帯電話及びスマートフォン並びにパソコンのインターネットを通じて、ユーザーやパチンコ・パチスロホールに対しコンテンツの提供や情報の配信を行う、モバイル事業が主力事業となっております。

モバイル事業においては、スマートフォン市場が急速に成長する一方で、従来のフィーチャーフォン市場の段階的な縮小が同時並行的に進行しており、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しております。事業モデルにおいても「iモード」に代表される月額利用料収入を中心としたものから、スマートフォン向けのソーシャルゲームでは、ゲームコンテンツ自体は原則無料で提供し、これに付随するいわゆるアイテム等のオプション商品の購入などによる別途利用に応じた従量課金へと変化してきております。

これらの市場・事業環境の変化により、当社の事業モデルあるいは業績は大きく影響を受け、事業モデルについては、既にソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化し、これらの企画開発に注力しております。

当社は、平成24年4月よりグリー株式会社が運営・展開するモバイルゲームサイト「GREE」において、フィーチャーフォン向けソーシャルゲーム『グリパチ』の全キャリア対応が完了し、展開市場を拡げてまいりましたが、平成24年10月よりAndroid OS搭載スマートフォン版『グリパチ』のサービス展開を開始し、前年の資金調達による資金によって、パチンコ・パチスロの実機シミュレーターアプリをタイムリーにラインナップしたことでユーザー獲得の強化が図れ、平成26年3月には登録者数が150万人（前年同期87万人）を達成いたしました。

当社としましては、本資金調達により調達した資金により新たにiOS搭載スマートフォン版『グリパチ』のサービス展開をすることでさらなるユーザー獲得の獲得が見込まれると考えております。しかしながら、スマートフォン向けアプリの開発費は、従来のフィーチャーフォン向けゲームの開発費に比べ開発費の負担が非常に重く、一定数の利用者を獲得するまでは先行投資的な支出が続き、手元流動性の低下が見込まれます。このため本資金調達により資金を確保し、iOS搭載スマートフォン版『グリパチ』の初期投資とサービス展開により、当社の収益基盤となるスマートフォン版『グリパチ』の事業活動を安定的に行うとともに、収益の拡大を図る所存であります。なお、『グリパチ』向けiOS版アプリの開発費の支出予定時期は平成26年8月までを予定しておりますが、以降はコンテンツ制作の内製化を推し進めパチンコ・パチスロ機種の人気タイトルをタイムリーにラインナップを行い、ユーザー獲得の強化と早期の収益（マネタイズ）化を推し進めてまいります。

また、スマートフォン端末の普及に合わせスマートフォンゲームユーザーも引き続き拡大傾向にあるなか、通信環境の制約を受けにくいと言われるスマートフォンネイティブアプリがユーザーに幅広く受け入れられ、スマートフォンネイティブアプリ市場はダウンロード無料・課金型のスマートフォンゲームにおいても、中長期に渡るユーザー利用の定着化による課金から急速に拡大をしております。

当社は、本資金調達前より経営資源を集約しAppStoreやGooglePlayなどのアプリマーケット向けパチンコ・パチスロの実機シミュレーターアプリを提供してまいりましたが、当事業年度においてスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開をスマートフォン向けコンテンツビジネスの新たな事業戦略として位置づけ、現在3タイトルのビジネス化を計画しております。しかしながら、上述しましたようにスマートフォン向けアプリの開発費は負担が非常に重く、一定数の利用者を獲得するまでは先行投資的な支出が続くこと、また、運営費として企画運営の人件費や優良なコンテンツ確保のための契約金および最低保証額（ミニマム

ギャランティー)等が先行して支出されるため、人員の採用や契約時から売上金回収までの期間において手元流動性の低下が見込まれます。このため本資金調達により資金を確保し、新たに事業展開を推進することで収益の拡大を図る所存であります。なお、本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途であるスマートフォンネイティブアプリの開発費等の支出予定時期は平成26年12月から平成28年5月までを予定しておりますが、これは、本新株予約権の行使による払込金額が、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使状況により資金の調達時期及び調達する差引手取概算額には変更があり得ることから、調達資金の支出予定時期及び充当金額が変更となる場合もあり、本新株予約権の行使期間としております。また、資金の調達時期には変更もあることからスマートフォンネイティブアプリの資金調達による資金使途については、本新株予約権付社債の発行により調達する資金と本新株予約権の発行及び行使により調達する資金新株予約権とに分けて資金使途を記載しており、資金使途につきましても人員の採用状況やコンテンツの獲得状況等により時期が変更になる場合があります。当社としましては、本新株予約権の行使が進まず本資金調達が困難になった場合は、事業計画の見直しを行うとともに、別途手段による資金調達の検討を進めていく所存であります。

当社は、上述しましたように、収益を拡大し事業戦略を着実に推進することで、財務状況を改善し、結果として当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものと考えられるため、当社が計画する資金使途は合理性にかなうものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株予約権付社債

当社は本転換社債型新株予約権の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額、利率等の発行条件を検討する際に当社株式の流動性、株価水準、発行規模、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者機関である株式会社プルートス・コンサルティング(住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者:代表取締役社長野口真人、以下プルートス社)に本新株予約権付社債の価値評価を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。当該報告書では、一定の条件(株価(取締役会決議日の前営業日における当社普通株式の終値)、権利行使期間(2年)、無リスク利率(0.085%)、株価変動性(154.03%)、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定(イ)当社は基本的には割当先の転換を待つものとする。満期時点において残存する対象新株予約権付社債については償還を行う。ただし、株価が転換価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動するものとする。(ロ)割当先は大株主であるため、株式の売却を想定しておらず、議決権比率を維持するために対象新株予約権付社債を転換するものとする。転換する個数については、同時発行する新株予約権の割当先の行動に合わせるものとし、新株予約権の累積行使株式数が対象新株予約権付社債の1個当たりの株式数を超える毎に、随時1個ずつ転換するものとする。)、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権付社債の発行要項及び割当契約に定められた諸条件)の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした公正価値(額面100円当たり97円72銭)を算定しております。

本転換社債型新株予約権の転換価額については、本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成26年5月9日)の名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における当社株式の普通取

引の終値 399 円を参考とし、1 株当たり 360 円（ディスカウント率 9.77%）に決定いたしました。転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本転換社債型新株予約権の転換価額は、名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 396 円に対する乖離率は 9.09%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 484 円に対する乖離率は 25.62%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 492 円に対する乖離率は 26.83%となっております。

当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価（額面 100 円当たり 100 円）とプルータス社の算定した公正価値（額面 100 円当たり 97 円 72 銭）と比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回らないこと、また、転換価額についても固定であることから、特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

②本新株予約権

当社は本新株予約権の発行価額の発行条件を検討する際に当社株式の流動性、株価水準、株価変動性等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者機関であるプルータス社に本新株予約権の価値評価を依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得しております。当該報告書では、一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定（イ）当社は基本的には割当先の権利行使を待つものとする。ただし、株価が行使価格の 200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動するものとする。（ロ）割当先は株価が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行い、取得した株式を市場において売却するものとする。ただし、売却にあたっては、市場への影響を考慮し、1 日に売却できる株式数を、1 日当たり平均売買出来高の 5%とする。）、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権の発行要項及び割当契約に定められた諸条件）の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした公正価値（新株予約権 1 個につき 5,400 円）を算定しております。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成 26 年 5 月 9 日）の名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における当社株式の普通取引の終値 399 円を参考とし、1 株当たり 360 円（ディスカウント率 9.77%）に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における本新株予約権発行に係る取締役会決議日の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 396 円に対する乖離率は 9.09%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 484 円に対する乖離率は 25.62%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 492 円に対する乖離率は 26.83%となっております。

当社は、本新株予約権の発行価額はプルータス社の算定した公正価値と同等の、1 個当たりの払込金額を 5,400 円（1 株当たり 5.4 円）としており、当該発行価額は適正かつ妥当な金額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

これらの判断材料に基づき、当社取締役会は、本転換社債型新株予約権の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、有利な金額ではないと決議し、当社監査役会の同決議内容について判断を求め、当社監査役会より、発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断する取締役会の判断を、相当とする旨の意見表明を受けております。

なお、本新株予約権付社債の価値評価及び本新株予約権の価値評価を依頼したプルータス社は、主に上場会社及び非上場会社の株式、新株予約権、社債などの診断・査定の事業を営んでいる会社であります。当社は、平成 26 年 1 月 21 日に秘密保持契約を結んだ後、本新株予約権付社債及び本新株予約権の価値評価にかかる業務委託契約を同社と締結いたしております。当社は、今回の資本調達の見直し過程で、同社についても前述の割当予定先に対する反社会的勢力等との関わりに係る調査を同様に実施し、同社についても反社会的勢力等と関係がないものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株予約権付社債の転換による株式数及び本新株予約権の行使による株式数は、それぞれ 277,777 株及び 277,000 株と合計 554,777 株（議決権数 5,547 個）となり、平成 26 年 5 月 12 日現在の発行済株式総数 4,513,400 株（議決権数 44,968 個）に対しては 12.3%（議決権比率 12.3%）の希薄化が生じます。これにより、既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1 株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

当社は、スマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化し、前事業年度において第 3 四半期会計期間は黒字化を達成し、業績が改善傾向ではあるものの通期での黒字化には至りませんでした。また、今後も当社を取り巻く事業環境の変化が激しいことも見込まれることから、iOS 搭載スマートフォン版『グリパチ』のサービス展開による事業拡大と、新ビジネス領域であるスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開を推進し収益拡大を図るためには、機動的な資金投入を行うため、多額の資金を調達することが必要であります。

しかしながら、前述しましたとおり、銀行借入につきましては現況において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、与信枠の問題もあり多額の資金調達は事実上困難な状況であります。また、公募増資及び株主割当増資につきましては当社が過去連続して赤字を計上し無配が続いており現状では引受先が集まらないリスクが高く困難であります。

当社をとりまく事業環境の急激な変化に対応するためには、短期間に調達した資金を前述しました「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」のとおり、中期的な施策に充当することにより、事業の強化を図り安定した事業収益とともに持続的な成長を確保するためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

当社としましては、現在のように厳しい経営環境の中、将来継続的且つ安定的に収益を計上できる企業となるためには、iOS 搭載スマートフォン版『グリパチ』のサービス展開による事業拡大と新ビジネス領域であるスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた当資金調達規模は相当であり、また必要であると考えております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は固定されており、それぞれ 1 株当たり 360 円であります。これは平成 26 年 3 月期の 1 株当たり純資産 40.46 円（前事業年度において 1 株につき 100 株の株式分割を行っており、期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。）を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が強化され、1 株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去 2 期の 1 株当たり当期純利益は、平成 25 年 3 月期△93.35 円、平成 26 年 3 月期△26.93

円（前事業年度において1株につき100株の株式分割を行っており、各期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。）といずれもマイナスに留まっております。調達した資金をiOS搭載スマートフォン版『グリパチ』のサービス展開による事業拡大と、新ビジネス領域であるスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に機動的にして投下し、早期の業績の回復を図り、事業年度損益についても黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益につきましても改善を図ることが可能であると考えております。

当社といたしましては、別紙発行要項に記載のとおり、新株予約権付社債及び新株予約権に繰上償還条項及び取得条項を付すことで、事業環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出した場合に、迅速に買戻しが実行できることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、既存株主の皆様が保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではないと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断いたしております。

（3）本資金調達方法を選択した理由

当社は、前年の資金調達においては事業転換モデルの転換に向けた投資資金と減少した手元資金の確保のため第三者割当による新株式の発行を選択いたしました。本資金調達においては当社の収益基盤となるスマートフォン版『グリパチ』の収益拡大による事業活動の安定化を図るとともに、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた成長投資として捉え、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について以下のとおり比較検討を進めてまいりました。

銀行借入につきましては、上述しましたとおり当社は現況において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、与信枠の問題もあり多額の資金調達は事実上困難な状況であります。また、公募増資及び株主割当増資につきましては、多額の資金調達が可能であり既存株主への公平性に配慮した手法ではありますが、資金調達までの期間がかかることや第三者割当に比べ発行コストが割高であり、当社が過去連続して赤字を計上し無配が続いており現状では引受先が集まらないリスクが高く困難と判断いたしました。第三者割当による新株式の発行につきましては、一度に新株式を発行することで必要資金の調達は可能となりますが、当社株式のように流通性が低い場合、株価変動による影響によっては有利発行や大規模な第三者割当の規制懸念もあり、また同時に1株当たり利益の希薄化が発生することで株価への影響が大きい手法でもあります。当社は、前年の資金調達においては事業転換モデルの転換に向けた投資資金と減少した手元資金の確保のため、第三者割当による新株式の発行を選択いたしました。これは財務状況の悪化による上場廃止基準抵触のリスクや信用不安等のリスクを回避し、これらを払拭するための資金が必要と判断し、希薄化が発生する中で株式の第三者割当を実施いたしました。本資金調達においては当社の収益基盤となるスマートフォン版『グリパチ』の収益拡大による事業活動の安定化を図るとともに、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた成長投資に必要な資金の確保を目的としておりますが、わずか1年後の資金調達についても既存株主の皆様への株式の希薄化リスクは避けるべきであると考えております。

当社といたしましては、既存株主の皆様が株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、当社をとりまく事業環境の急激な変化に対応するためには、短期間に調達した資金を前述の中期的な施策に充当し、主力事業の強化を図ることで、安定した事業収益とともに持続的な成長を確保することを目指しております。当社が

事業を推し進める上での自己資本の充実を勘案した財務基盤の強化、金利負担、中期的な事業への資金調達を総合的な観点から検討した結果、今回の割当予定先に対する本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた本資金調達方法が、最適であると判断いたしました。

2つの調達方法を組み合わせた理由としましては、本新株予約権付社債は短期間で資金調達が可能であり、本新株予約権が行使された場合には、当該行使によって当社の資本金が増加し資本の充実にもなう財務基盤の安定化も期待できることから、割当予定先の許容の範囲で資金調達額を設定することが可能であります。さらに、本新株予約権について当社株価が権利行使価格から割当予定先が想定する額を上回った場合には権利行使を行います。行使状況を踏まえた上で本新株予約権付社債の割当予定先が権利行使を行うことにより株主価値の急激な希薄化を避けることが可能となります。また、この権利行使により自己資本の拡充が期待でき、行使期間中に資本政策の変更が必要となった場合は、当社の判断により残存する本新株予約権の一部を取得することができる等の自由度があり、環境の変化に臨機応変に対応することが可能となります。

なお、本資金調達方法である本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当先の検討にあたり、当社が割当先に求める選択基準として重視しましたのは、以下のとおりであります。

1) 純投資の意思表示と純投資実績を有すること

当社は、平成25年6月に専務取締役塚原謙次が新たに経営陣に加わり、事業モデルをソーシャルゲームおよびスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを推進し業績の回復を図っております。割当先の選定にあたっては経営方針に介入せず純投資を目的とした投資を行い当社の事業内容や中期事業計画について当社の経営方針を尊重していただける意思表示が望ましく、また、事業環境の変化に即応した事業展開のためには、適時に必要な資金の確保ができる可能性が高い判断材料として、過去に純投資の実績があることが最適と判断しました。

2) 株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと

本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使は、比較的長期間にわたって実行することが可能なため、新株発行の場合のように供給が一度に行われる場合に比べ株価への影響と希薄化は抑制できます。また、転換価額及び行使価額を一定の金額で固定することで、交付株式数が当初予定より増加し希薄化を生じさせないことを条件にすることが最適と判断しました。

3) 株式流動性の向上に寄与すること

株式市場における当社株式は市場の流通性が低く、本転換社債型新株予約権や本新株予約権の行使により発行される当社株式を順次市場で売却されることで流動性が向上し、株式需給の急速な変化による株価への影響の軽減にもつながり、市場における売却意思の表明が望ましいと判断しました。

4) 柔軟な資本政策を確保すること

事業環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出した場合に、迅速に買戻しが実行できるように新株予約権付社債及び新株予約権に繰上償還条項及び取得条項を付すことで、一定期間の経過後、当社取締役会決議により払込価額と同額で割当予約先から当社が取得することが可能とする条件に同意できることが最適と判断しました。

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた資金調達では、当社株式の株価や流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定した金額を下回る可能性があるものの、本資金調達方法によって自己資本の充実による財務基盤の安定化を図り、スマートフォン向けコンテンツビジネスの安定的化と強化を図ることで、既存株主の皆様をはじめステークホルダー各位の期待に応えられるものと考えており、

もっとも資金調達の可能性が高いものであると判断いたしております。

(4) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 277,777 株及び 277,000 株と合計 554,777 株となりますので、平成 26 年 5 月 12 日現在の発行済株式総数 4,513,400 株（議決権数 44,968 個）に対して、合計 12.3%（議決権比率 12.3%）の希薄化が生じます。

当社は、本資金調達において本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を意思決定する過程において、公正を期するため当社監査役会（うち 2 名は社外監査役）に当該発行条件について妥当性の意見を求めました。

当社監査役会からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要領の内容及び前述のプルータス社からの株価評価の算定報告書を踏まえ、本新株予約権付社債及び本新株予約権は発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

当社といたしましては、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について検討した結果、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、当社の成長を図ることを目的とする今回の第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（平成 26 年 5 月 12 日現在）

第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債

①名称	株式会社サイカン		
②本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目 2 番地		
③代表者の役職及び氏名	代表取締役 角田 俊久		
④資本金	2,300 百万円		
⑤事業の内容	オンライン・ネットワークを利用したゲームの企画、開発、サービスの提供		
⑥設立年月日	平成 18 年 8 月 23 日		
⑦発行済株式数	46,000 株		
⑧決算期	12 月		
⑨従業員数	— (注)		
⑩主要取引先	Cykan Holdings Co., Ltd. (韓国)		
⑪主要取引銀行	三井住友銀行、ウリイ銀行		
⑫大株主及び出資比率	Cykan Holdings Co., Ltd. (韓国) 95.65%		
⑬当社と割当予定先との間の関係			
出資関係	当社株式を 2,484,800 株（所有議決権比率 55.10%）保有する当社筆頭株主であります。		
人的関係	角田俊久氏は、当社取締役を兼務しております。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の親会社であり関連当事者に該当します。		
⑭最近 3 年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円）			
決算期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
純 資 産	204	206	204
総 資 産	205	207	205
1 株当たり純資産 (円)	4,450.21	4,492.24	4,438.08
売 上 高 (注)	—	—	—
営 業 利 益	△1	△1	△4
経 常 利 益	2	2	△1
当 期 純 利 益	1	1	△2
1 株当たり当期純利益 (円)	38.56	42.03	△54.16
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—

割当予定先のサイカン社は、非上場企業ではありますが、当社が名古屋証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システム等に関する事項」において、当社は上場企業として反社会的勢力等に関する方針・行動基準を公表しており、サイカン社が名古屋証券取引所の定める



適時開示及び企業行動規範を初めとする諸規定を遵守し、当社の上場維持に協力を表明していることから、サイカン社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しており、当社は、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

(注) 割当予定先の事業は兄弟会社である株式会社サイカンホールディングスで行われているため、「従業員数」及び「売上高」の記載はありません。

第2回新株予約権

①名称	マイルストーン・キャピタル・マネージメント株式会社		
②本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号		
③代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦		
④資本金	10 百万円		
⑤事業の内容	投資事業		
⑥設立年月日	平成 24 年 2 月 1 日 (注)		
⑦発行済株式数	200 株		
⑧決算期	1 月 31 日		
⑨従業員数	3 名		
⑩主要取引先	みずほ証券株式会社、株式会社 SBI 証券		
⑪主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
⑫大株主及び出資比率	浦谷 元彦 100%		
⑬当社と割当予定先との間の関係			
出資関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑭最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円)			
決算期	平成 24 年 1 月期 (注)	平成 25 年 1 月期	平成 26 年 1 月期
純 資 産	13	96	98
総 資 産	245	924	1,754
1株当たり純資産(円)	65,616	480,064	494,861
売 上 高	724	2,766	9,968
営 業 利 益	14	49	80
経 常 利 益	14	58	73
当 期 純 利 益	11	76	2
1株当たり当期純利益(円)	55,048	380,331	14,797
1株当たり配当金(円)	—	—	—

割当予定先のマイルストーン社は、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力等でない旨、反社会的勢力



等と意図的に取引等を有していない旨などについて直接確認するとともに、当社は、株式会社ディー・クエスト（住所：東京都千代田区神田駿河台三丁目4番、代表者：代表取締役脇山太介）の反社会的勢力調査レポートの内容からも反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。また、株式会社帝国データバンク（住所：東京都港区南青山二丁目5番20号、代表者：代表取締役後藤信夫）の信用調査レポートの内容で得られた企業情報から当社がインターネット検索サイトを利用し反社会的勢力との関わりを調査した結果においても反社会的勢力等との関わりを疑わせる情報は検出されませんでした。以上から総合的に判断し、当該割当予定先については反社会的勢力等関係がないものと判断しており、当社は、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

（注）平成24年1月期につきましては、マイルストーン・キャピタル・マネージメント株式会社が、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネージメント株式会社）による新設分割により設立されているため、新設分割前のマイルストーン・アドバイザー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネージメント株式会社）の業績としております。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、事業モデルをソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを推進しつつ、スマートフォン向けアプリの企画開発に注力してまいりましたが、ソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスについては、今後も市場の変化によっては引き続き当社の業績と成長も大きく影響を受けることから、当社の財務体質を強化するための新たな資金調達が急務となっております。

当社としましては、前述の「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載しましたとおり、新たにiOS搭載スマートフォン版『グリパチ』の初期投資によるサービス展開により、さらなるユーザー獲得の獲得が見込まれます。このためには十分な投資資金を確保し、当社の収益基盤となるスマートフォン版『グリパチ』の収益の拡大を図るとともに、事業活動を安定的に行う必要があります。

また、スマートフォンネイティブアプリ市場はダウンロード無料・課金型のスマートフォンゲームにおいても、中長期に渡るユーザー利用の定着化による課金から急速に拡大をしております。当社といたしましては、当事業年度においてスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開をスマートフォン向けコンテンツビジネスの新たな事業戦略として位置づけ、現在3タイトルのビジネス化を計画しております。このためには十分な投資資金を確保し、新たに事業展開を推進することで収益の拡大を図る必要があります。

このような状況から、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達を行うこととし、今後の事業展開における重要なビジネスパートナーとして関係の強化と事業シナジーが期待できる事業会社や、当社の事業概要及び事業戦略を理解したうえで当該資金調達に賛同いただける事業会社を割当予定先として検討してまいりました。

当社は、今般の第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に当たり、資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等を条件として、企業価値と株主価値の向上に繋がる割当先として、サイカン社とマイルストーン社を選定いたしました。

①株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社につきましては、平成26年3月31日現在当社株式を2,484,800株（所有議決権比率55.26%）保有する当社筆頭株主であり、当社の直接的な親会社としてサイカン社の親会社となる Cykan



Holdings Co.,Ltd. (韓国) ※とともに、日ごろから当社の事業戦略の実効性、成長の可能性、自己資本の充実の必要性に深い理解を有し、当社の事業推進に対しての支援を表明されております。Cykan Holdings Co.,Ltd. (韓国) はオンラインゲーム事業での成功実績があり、中長期の事業方針をスマートフォン向けコンテンツビジネスへの展開に転換したことで、当社との事業シナジーを期待し資本提携の維持を図ってまいりました。このためサイカン社も親会社である Cykan Holdings Co.,Ltd. (韓国) とともに、本資金調達につきましても、純投資であることの意味表明をしており、前年の資金調達においても引受先としての実績もあります。

サイカン社は、本転換社債型新株予約権が全部行使された際、同社が引き続き当社の筆頭株主となりますが、サイカン社は、当社とサイカン社の親会社である Cykan Holdings Co.,Ltd. (韓国) がスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開をグループとして、スマートフォン向けコンテンツビジネスの新たな事業方針としていることから、当社の資金調達によって新たな大株主が出現し事業方針の変更を余儀なくされるリスクは防止するものの当社の経営に介入する意思がないと表明しておりますし、当社が公表しておりますコーポレートガバナンス報告書で、サイカン社は親会社グループの方針として当社の少数株主の権利を保護し、当社から不当な利益流出を行わないほか、当社の少数株主の権利を尊重するとしており、本転換社債型新株予約権を行使する際も株主価値の急激な希薄化をもたらさないため、他の割当予定先の行使状況を踏まえたうえで行うことの意味表明をされており、株式流動性の向上についても理解をいただいております。また、新株予約権付社債に繰上償還条項を付すことにつきましても同意されております。当社はスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化する上で、Cykan Holdings Co.,Ltd. (韓国) がオンラインゲームで培った海外におけるゲームコンテンツの企画及び開発力により、海外版權による事業シナジーが見込め、他社との差別化を図ることで当社競争力の強化につながるものと考えております。

※サイカン社の親会社 (所有議決権比率 95.65%) であり、当社の実質的な親会社であります。

②マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

割当予定先のマイルストーン社につきましては、平成 21 年 2 月に同社代表取締役である浦谷元彦氏により設立された東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受の実績があります。当社は、割当予定先となり得る事業会社や投資会社等を選定する過程で、当社専務取締役塚原謙次が、平成 24 年 4 月に資本政策のご提案を受けておりました本第三者割当増資の設計を担当したブルータス社取締役岡田広氏に、割当予定先となり得る候補先の紹介を依頼し、平成 26 年 1 月にマイルストーン社をご紹介いただきました。秘密保持契約書を締結後、平成 26 年 2 月にマイルストーン社代表取締役浦谷元彦氏と、当社代表取締役羽成正己、専務取締役塚原謙次、取締役趙容峻が面談し、本資金調達の説明を行うとともにマイルストーン社の実績等についての説明を受けました。

当社はマイルストーン社との協議の結果、マイルストーン社から上述の本資金調達方法における当社の要望を受け入れた上で、本新株予約権の引き受けに応じることが可能であるとの回答が得られました。

当社は、今回の資金調達実施に当たり、当社事業の進捗を図るため親会社であるサイカン社という割当予定先に加え、当社の事業内容や当社グループの中期事業計画に賛同いただき、事業を推進するうえで当社グループの経営に関与しない純投資を目的とした投資を行うとともに、当社の株式の流動性が低いことから投資後は最終的に市場で売却していただくことで流動性の向上に寄与していただける割当予定先として、適時に必要とする資金の確保ができる可能性が高い事業会社であると判断し、秘密保持契約を締結の上、当社は改めて経営環境、事業戦略及び本第三者割当増資の目的を説明したところ、当社の企業価値と株主価値の向



上の方向性についてご理解が得られ、また、当社としましても、上記に加え、本新株予約権を行使する際、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことを表明されましたことで、マイルストーン社を割当予定先として選定することといたしました。また、本新株予約権に取得条項を付すことにつきましても同意されております。

(3) 割当予定先の保有方針

①株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社は、当社の親会社として親子関係の継続を前提として割り当てを受けており、本転換社債型新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、中長期保有の方針であることを口頭で確認しております。

②マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

割当予定先のマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、口頭にて表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社は、本新株予約権付社債の引受けに係る払込みに要する資金について、当社との払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、Cykan Holdings Co., Ltd. (韓国) を親会社とする企業グループにおいて十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、サイカン社の直近の財務諸表(平成25年12月期決算)により現金及び預金の残高(平成25年12月31日現在3百万円)を把握したうえで、サイカン社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。サイカン社は本新株予約権付社債の引受けに係る払込みに要する資金を、株式会社サイカンホールディングス(日本)※が平成26年1月に不動産売却を原資とした資金を保有しており、サイカン社はグループ間の資金調達により平成26年5月7日に本新株予約権付社債の引受けに必要な資金を確保しております。当社は株式会社サイカンホールディングス(日本)からも不動産売却の契約書や普通預金の入金履歴及び直近の預金残高を確認し、ヒアリング内容と相違ないと判断しました。また、親会社として本新株予約権付社債の引受けに係る払込みの意思表示をしていることから、問題はないものと判断しております。

※サイカン社と同じく、Cykan Holdings Co., Ltd. (韓国) を親会社とする当社の兄弟会社であります。

②マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

割当予定先のマイルストーン社とは、本新株予約権の引受けに係る払込みに要する資金について、払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、マイルストーン社の直近の事業報告書(平成26年1月期決算)により現金及び預金の残高(平成26年1月31日現在1,041百万円)を把握したうえで、マイルストーン社に対し資金の調達手段、保



有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。当社はマイルストーン社から平成 26 年 4 月 15 日現在の預金残高照会結果を入手して直近の預金残高を確認し、マイルストーン社は引受に係る払込みに必要な自己資金を保有しており、問題はないものと判断しております。

(5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社代表取締役社長である羽成正己との間で、当社普通株式 60,000 株を借り受ける「株式貸借取引に関する契約書」を締結し、当該契約において同社が借り受ける当社普通株式をつなぎ売り※以外に使用せず、つなぎ売り以外の目的での第三者への譲渡、質権を含む担保権の設定、その他一切の処分をしないことを合意しております。

※つなぎ売りとは、対象新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で発行会社株式の売付けを行うことであります。

(6) その他重要な契約等

当社がサイカン社及びマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権付転換社債及び本新株予約権に関して、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社サイカン	東京都千代田区神田駿河台 三丁目2番地	2,484,800	55.26%	2,762,577	54.69%
マイルストーン・キャピ タル・マネジメント株式 会社	東京都千代田区大手町二丁 目6番2号	—	—	277,000	5.48%
株式会社応援団	東京都世田谷区桜二丁目1 番11号	163,200	3.63%	163,200	3.23%
ビーエヌビー パリバ セキュリティーズ サー ビス パリス ジャスデ ック ノー トリーティ (常任代理人香港上海銀 行東京支店)	3 RUE D'ANTIN 75002 PARIS FRANCE (東京都中央区日本橋3丁 目11番地1号)	144,300	3.21%	144,300	2.86%
羽成 正己	東京都板橋区	62,000	1.38%	62,000	1.23%
ネクストイノベーション 株式会社	東京都渋谷区桜丘町 26 番 地 1 号	61,000	1.36%	61,000	1.21%
コムシード従業員持株会	東京都千代田区神田駿河台 三丁目2番地	51,700	1.15%	51,700	1.02%
細島 博雄	東京都台東区	44,100	0.98%	44,100	0.87%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目 4番1号	39,800	0.89%	39,800	0.79%
シティバンク ホンコン サブアカウント キャピ タルセキュリティーズコ ープ (常任代理人シティバン ク銀行株式会社)	CAPITAL CENTER, NO. 101, SUNG JEN RD, TAIPEI TAIWAN RON 110 ATTEN: VINGSONG HSU TAIWAN (東京都品川区東品川2丁 3番地14号)	39,800	0.89%	39,800	0.79%
計	—	3,090,700	68.73%	3,645,477	72.17%

(注) 1. 平成26年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成 26 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数に、サイカン社及びマイルストーン社に割当てた本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的である株式及び本新株予約権の目的である株式を合算した総数 400,000 株（議決権 4,000 個）を加えて算定しております。
3. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。
4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

8. 今後の見通し

本日、平成 26 年 5 月 12 日付の決算短信にて平成 27 年 3 月期業績予想を開示しておりますが、今後さらに開示すべき業績への影響が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、又は②支配株主の異動を伴うものではないことから、名古屋証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 34 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。なお、当社監査役会（常勤監査役 1 名、社外監査役 2 名で構成）からは、当社の業績及び財政状態並びに今後の事業計画を総合的に勘案した結果、本件第三者割当により資金を確保することは、業績改善の早期実現の可能性を高めるものであり、これにより企業価値・株主価値の向上が見込まれると考えられることから、既存株主が保有している株式の経済的価値は必ずしも毀損するものではなく、発行諸条件の必要性及び相当性が認められる旨の意見をいただいております。

10. 支配株主との取引等に関する事項

本件第三者割当は、本新株予約権付社債の割当予定先がサイカン社となるため支配株主との重要な取引に該当します。

しかしながら、本件第三者割当が少数株主にとって不利益なものではないことに関しては、前述のとおり当社監査役会からその旨の意見をいただいておりますことや、当社が公表しておりますコーポレートガバナンス報告書で、サイカン社は親会社グループの方針として当社の少数株主の権利を保護し、当社から不当な利益流出を行わないほか、当社の少数株主の権利を尊重するとしておりますことから、本件第三者割当は上記の方針に適合しており、企業行動規範における「支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等」に抵触するものではないと判断しております。

また、利益相反を回避する観点から、本件第三者割当の取締役会決議には、利害関係者に該当する可能性のある角田取締役は参加しておらず、社外監査役 2 名を含む全監査役の出席による審議を経て決議しております。



1 1. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (非連結)

(単位: 百万円)

決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	926	671	894
営業利益又は営業損失	△43	△295	△95
経常利益又は経常損失	△55	△289	△98
当期純利益又は当期純損失	△87	△348	△116
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)円	△23.55	△93.35	△26.93
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産額(円)	139.72	46.37	42.78

(注) 1. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、各期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 平成26年3月期は、平成26年5月12日開催の取締役会において決議された財務諸表であり、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

(平成26年5月12日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,513,400株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始値	11,390円	9,950円	31,600円
高値	14,950円	33,000円	64,000円 (注) 1,040円
安値	7,210円	7,300円	15,310円 (注) 159円
終値	9,650円	33,000円	501円

(注) 1. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

② 最近6ヶ月の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	192 円	300 円	705 円	598 円	539 円	499 円
高 値	240 円	1040 円	770 円	630 円	583 円	505 円
安 値	159 円	300 円	530 円	461 円	440 円	350 円
終 値	220 円	665 円	612 円	566 円	501 円	419 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年 5 月 9 日現在
始 値	394 円
高 値	413 円
安 値	385 円
終 値	399 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当増資

払込期日	平成 25 年 6 月 28 日
調達資金の額	124,960,946 円
発行価額	1 株につき 16,369 円
募集時における発行済み株式数	37,334 株
当該募集による発行株式数	7,634 株
募集後における発行済株式数	44,968 株
割当先及び割当株式数	株式会社サイカン 4,276 株 株式会社応援団 1,832 株 オズミックコーポレーション株式会社 916 株 ネクストイノベーション株式会社 610 株
発行時における当初の資金使途	「グリパチ」向けアプリの開発費 30 百万円 スマートフォン向けアプリの開発費 10 百万円 新規事業の開発費等 30 百万円 金融機関の借入金返済 50 百万円
発行時における支出予定時期	平成 25 年 7 月～平成 26 年 3 月
現時点における充当状況	当初の資金使途に従って充当いたしました。

12. 発行要項

【別紙1】コムシード株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項、及び【別紙2】コムシード株式会社第2回新株予約権発行要項に記載のとおりです。



【別紙 1】

コムシード株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行要項

本要項は、コムシード株式会社が平成 26 年 5 月 12 日に開催した取締役会の決議に基づいて平成 26 年 5 月 29 日に発行するコムシード株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債の名称
コムシード株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債
2. 社債の総額
金 100,000,000 円
3. 各社債の金額
金 2,500,000 円の 1 種
4. 払込金額
本社債の金額 100 円につき金 100 円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
5. 本新株予約権付社債の券面
記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。
また、本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
6. 利率
本社債には利息を付さない。
7. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 申込期日
平成 26 年 5 月 28 日
9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日
平成 26 年 5 月 29 日
10. 募集の方法
第三者割当の方法により、株式会社サイカンに全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、平成 28 年 5 月 28 日（償還期限）にその時点で残存する本社債の全部を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 繰上償還

当社は、平成 26 年 8 月 28 日以降、20 営業日前に本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、その選択により、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、繰上償還することができる。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

12. 買入消却

当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は消滅する。

13. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権にかかる本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1 単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた 1 円未満の端数はこれを切り捨てる。

(ハ) 転換価額

① 当初転換価額

転換価額は、当初、360 円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至(ハ)⑥に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{l}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{既発行普} \\
 \text{通株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額} \\
 1 \text{株あたりの時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}
 \end{array}
 }
 \end{array}$$

③時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号(ハ)④(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④(i)時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式(以下、「転換価額調整式」と総称する。)の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii)転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場における当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii)時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (iv)時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑤本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i)株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii)その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥本号(ハ)③乃至(ハ)⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (4)本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- (イ)本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
- (ロ)本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者は、平成 26 年 5 月 29 日から平成 28 年 5 月 28 日までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 19 項記載の行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
(イ) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権にかかる本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権にかかる本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
(ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。
- (11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。
- (12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使にかかる本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (13) 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
当社が組織再編行為を行う場合は、第 11 項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)の内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第13項第(3)号(ハ)と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本項(6)に準じて決定する。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編行為が生じた場合

本項(13)に準じて決定する。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等



の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

14. 特約

(1) 担保設定制限

(イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それにかかる社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

(ロ) 本項(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

(イ) 当社が第11項の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。

(ロ) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。

(ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。

(ホ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

(ヘ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

15. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但し書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

16. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払い場所）

コムシード株式会社 経営管理部

17. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。



(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 行使請求受付場所

コムシード株式会社 経営管理部
東京都千代田区神田駿河台三丁目 2 番地

20. 準拠法

日本法

21. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

22. その他

(1) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役社長羽成正己に一任する。

(2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以上

コムシード株式会社第2回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称

コムシード株式会社第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 101,215,800 円

3. 申込期日

平成 26 年 5 月 29 日

4. 割当日及び払込期日

平成 26 年 5 月 29 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 200,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 1,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

277 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額

金 1,495,800 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、500 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求

できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

調整前行使価額により当該

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場（以下「名証セントレックス」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ①株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 26 年 5 月 29 日から平成 28 年 5 月 28 日（但し、平成 28 年 5 月 28 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2)各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再

編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使指示

当社は、裁量により、新株予約権者に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができる。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の名証セントレックスにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の名証セントレックスにおける当社株式の出来高の15%にもっとも近

似する株式数となる個数を上限として行われる。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の名証セントレックスにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の名証セントレックスにおける当社株式の出来高の20%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。

19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 行使請求受付場所

コムシード株式会社 経営管理部
東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地

22. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 上野支店

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の払込金額（1個当たり5,400円（1株当たり5円40銭）は、本要綱及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、本新株予約権に係る取締役会決議日の前取引日（平成26年5月9日）の名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における当社株式の普通取引の終値と、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長羽成正己に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上